

## Lアラート情報補正体制の整備（試行）について（案）

## 1 趣旨・目的

平成 30 年 12 月に取りまとめられた総務省「今後の Lアラートの在り方検討会」報告書では、災害時の情報の発信の迅速性・正確性の確保に関し、「誤発信等があった場合の連絡体制等の整備については早急に進め、試行していくことが重要であり、総務省においてもこのような取組を支援していくことが必要」と指摘している。

このため、総務省では、「Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策事業」（平成 30 年度第 2 次補正予算）の一環として、平成 31 年度、災害時に地方公共団体等が Lアラートに発信した情報について、誤発信等がないかどうか確認し、誤発信等があったと認められる場合には、Lアラートに当該情報発信を行った地方公共団体等に連絡する体制を整備し、その運用を試行する。

## 2 平成 31 年度の実施内容

- (1) 総務省、FMMC とは異なる第三者的な団体において、災害時における Lアラート情報の流通状況の確認（誤発信がないか等）を行う。
- (2) また、同団体では、Lアラート情報に関し、情報伝達者等からの「誤発信ではないか等」の問い合わせの受付も行う。
- (3) 地方公共団体等においては、同団体からの連絡を受け付ける連絡先、連絡方法をあらかじめ定めておく。
- (4) 災害発生時に、同団体が、上記（1）、（2）のプロセスにより、Lアラート上で誤発信と思われる情報を確認した場合、情報を発信した地方公共団体等の連絡先にあらかじめ定められた連絡方法により、連絡する。
- (5) 地方公共団体等の連絡先、連絡方法については、5 月の合同訓練の実施までに登録を行い、可能であれば、5 月の合同訓練において、同団体からの連絡についても訓練を行うこととし、出水期を目途に試行を開始する。

## 3 今後の方向性

平成 31 年度の試行状況の結果についての報告を踏まえ、一定の運用の改善等を行った上で、次年度以降本格的に実施する。